

アメリカ会社法における株主による 会社情報の収集権の行使目的の変容

—1990年代のデラウェア州の動向を中心に—

澤 山 裕 文

- 一. はじめに
- 二. 株主の会社情報の収集権の意義と代表訴訟の手續等
 1. 株主による会社情報の収集権の意義
 2. 株主代表訴訟に係る手續とデマンド
 3. 証券クラス・アクションとディスカバリー
- 三. 1990年代前半の会社情報の収集権の展開
 1. 会社情報の収集権と代表訴訟の関係
 2. 会社情報の収集権の権利行使に関する判例の動向
 3. 証券詐欺との関係
- 四. 1990年代後半の動向
 1. *Grimes* 事件の検討等
 2. 正当な目的に関する判例の変遷
 3. 会社情報の収集権とディスカバリーとの差異
- 五. 結びに代えて

一. はじめに

株式会社において、実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築のためには、株主が監督機能を発揮する必要がある。そのためには、当該会社

に係る広範かつ詳細な会社情報を入手する必要がある、この要請に応える株主の権利として会社情報の収集権がある⁽¹⁾。そうした権利として、たとえば、会社の会計情報に関する情報を収集する権利として会計帳簿閲覧謄写請求権のほか、取締役等の責任追及のためには重要な役割を担う取締役会議事録閲覧謄写請求権が認められている（会社法433条1項、371条2項）。

しかし、会社情報の収集権には解決しなければならない検討課題も多く、近時その権利行使を争点とした事案が散見される⁽²⁾。まず、株式併合によるキャッシュ・アウトの効力発生後に株主の地位を失った旧株主が係る株式買取請求権の価格決定申立権を行使している場合における株主総会議事録の閲覧謄写（会社法318条4項）の可否が争われた最判令和3年7月5日民集75巻7号3392頁がある⁽³⁾。

次いで、会計帳簿の閲覧請求に関して、東京地判令和2年3月4日LEX/DB 文献番号25584434では、会計帳簿の閲覧請求の拒絶事由である競業者による請求（会社法433条2項3号）に該当するか否かが争われた。

(1) 本稿は、アメリカ会社法における株主による会社情報の収集権の1990年代の展開を検討した、拙著『アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権～模範事業会社法の改正の経緯を中心に～』197頁以下（専修大学出版局、2019年）を基礎として、それに大幅な加筆修正を加えたものである。ちなみに、会社情報の収集権の機能について、たとえば、尾崎安央「東京商事法研究会・シンポジウム 株主の経営監督機能 基調講演（2）株主の情報収集権」判タ872号20頁（1995年）は、監督は正権を効率的、合理的あるいは適切に行使するための株主権とする。

(2) わが国の会社法における株主による会社情報の収集権に関する問題点の検討については、さしあたり、拙稿「株主による会社情報の収集に関する近時の判例の動向—会計帳簿閲覧謄写請求権を中心に—」専紀47号（民事法の諸問題 XVI）54頁以下（2022年）を参照されたい。

(3) 評釈として、岡田陽介「判批」法セ804号126頁（2022年）、小菅成一「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）Vol. 30 137頁（2022年）、得津晶「判批」法教494号137頁（2021年）、森川さつき「判批」ジュリ1571号97頁（2022年）、弥永真生「判批」ジュリ1565号2頁（2021年）等がある。

その評釈において、拒絶事由を争う中で会社側が懸念される事項を黒塗りする等の対応で限定的な開示を行うことの検討が指摘されている。その一方で、そうした運用が競争性のみを判定する同号の活用されるべき場面が拡大することとは相反する関係に立つため、規定の趣旨について立法論的な整理の必要性も主張されている⁽⁴⁾。

さらに、取締役会議事録の閲覧の可否が争点となった大阪高決令和3年5月28日金判1627号28頁がある⁽⁵⁾。同事件では、取締役会議事録の閲覧謄写請求において、会社法371条2項が要求する株主が「その権利を行使するために必要があるとき」に該当するかどうか争われた。結果として、裁判所はその疎明が認められないとしてその請求を却下した。そのなかで、裁判所は、その申立てに係る議事録部分の存在についても株主にその疎明を要求し、その疎明があるとは認められないとした。

取締役会議事録の閲覧謄写を規定する会社法371条2項の解釈については、古くから問題となっていたが、現在も解決には至っていない。その検討にあたっては、会計帳簿閲覧謄写請求権と平行に考える見解もあり、その関係性等も問題になってくる。取締役会議事録の閲覧謄写が問題となった上記事案では、株主に対して議事録の存在についての疎明を要求したところ、係る疎明については、会社の内部者ではない株主はどのような議事録が存在するかわからないのが通常であり、調査の対象となる議事録を具体的な特定には困難があると指摘されていた⁽⁶⁾。

(4) 松井智予「判批」ジュリ1569号121頁（2022年）。その後の競争者による会計帳簿閲覧謄写請求に係る判例としては、東京地判令3年12月16日判タ1499号247頁がある。

(5) 評釈として、高橋均「判批」ジュリ1574号114頁（2022年）がある。

(6) 酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法 第4巻機関・1』593-594頁〔早川勝〕（中央経済社、2008年）、森本滋『企業統治と取締役会』281-282頁（商事法務、2017年）。この点が争われた事案として、東京地判平成18年2月10日判時1923号13頁を参照。

ちなみに、後者に係る問題は計算書類においても生じている。そうした問題を提起した事実として東京地判平成27年7月13日金判1480号51頁がある。同事件で裁判所は「会社が計算書類等を作成していない場合において、株主が会社に対して、同項（筆者注：会社法442条3項）に基づいて計算書類等を作成することまで請求することはできないと解される」と判示し、この点についての問題が提起されている⁽⁷⁾。

このように、会社法において、株主による会社情報の収集権をどのように位置付けていくかは重要な検討課題となっている。株主名簿や取締役会議事録も含めて株主の情報収集権⁽⁸⁾として議論されることもあるが、権利行使要件等が異なるためにその関係性や株主と会社の利害調整をどのように図っていくかが問題となる。

もとより、わが国の会社法はアメリカの州会社法、とりわけ、デラウェア州会社法を参考にしてしているとされている⁽⁹⁾。本稿の検討対象である株主の会社情報の収集権も、その中心となる会計帳簿閲覧謄写請求権は、昭和25年商法改正での導入に際して、イリノイ州会社法がモデルとなったとされている⁽¹⁰⁾。そうすると、少なくとも、会計帳簿閲覧謄写請求権はアメリカ会社法と類似の機能を果たす可能性は十分にある。

そこで本稿では、わが国における株主による会社情報の収集権の主なモデルと考えられているアメリカ会社法での展開について、当該権利行使が活発となっていった1990年代の動向を手がかりに、その行使態様の変容に

(7) この点に関する近時の論稿として、弥永真生「計算書類等の不作成」砂田太士ほか編『企業法の改正課題』356頁（法律文化社、2021年）がある。

(8) たとえば、米山毅一郎「株主情報収集権の濫用的行使規制」齊藤真紀ほか編『企業と法をめぐる現代的課題』67頁（商事法務、2021年）。

(9) 岩原紳作「新会社法の意義と問題点」『商事法論集 I 会社法論集』31頁（商事法務、2016年）〔初出 2006年〕。

(10) 中東正文編著『商法改正（昭和25年・26年）GHQ/SCAP 文書』解39頁（信山社、2003年）。

ついて検討するものである。そこでの検討を通して、わが国の会社法制に有益な示唆を得たい。

二．株主の会社情報の収集権の意義と代表訴訟の手續等

1．株主による会社情報の収集権の意義

(1) 会社情報の収集権の位置付け等

株式会社において、株主はその会社について十分な情報を有していない限り、議決権の行使や代表訴訟の提起等といった株主としての適切な権利が行使できないと考えられている。そこでアメリカにおいては、会社法上の株主権の一つとして、株主に会社情報の収集権が制定法あるいは判例法によって認められている⁽¹¹⁾。

アメリカ会社法において、株主の会社情報の収集権は、伝統的に救済を求める権利として位置付けられている。近時の学説では、株主が株主総会における議決権の行使を通じた会社の支配権 (control rights) を適切に行使するために、会社の運営に係る情報を入手する権利として、株主は州会社法に基づく会社情報の収集権が与えられているとする見解もある。前者は、監督是正権との関係で論じられているのに対して、後者は議決権を適切に行使するための権利として位置付けている。ただ、いずれの見解においても、株主の会社情報の収集権は、他の権利行使の前提となる手段的権利として位置付けられており、株主が監督機能を果たすための重要な権利であることが窺われる⁽¹²⁾。

(11) ROBERT CHARLES CLARK, CORPORATE LAW, 96 (1986).

(12) See Julian Velasco, *The Fundamental Rights of the Shareholder*, 40 U.C. DAVIS L. REV. 407, 420-421 (2006). この点については、拙著・前掲(注1) 11-14頁を参照されたい。アメリカ会社法における株主権の基礎理論に関する近時の論稿として、梅津昭彦「株主の権利について—アメリカ会社法から示唆を得て—」新潟54巻3・4号125頁(2022年)がある。ちなみに、わが国においても、近藤光男「コーポレ

そのような重要な役割を担っている株主の会社情報の収集権は、州会社法の模範として機能することを目的として公表されている模範事業会社法 (Model Business Corporation Act) でも認められている。そもそも、同法は、それ自体法規範としての拘束力を持たないが、州会社法立法者によって実質的に制定されうる一般的な会社法として予定されており、そのアプローチは各州会社法の統一を目指すものではなく、州間の差異を認めるものである⁽¹³⁾。模範事業会社法は2016年にも大規模な改正がされており、アメリカ会社法を知るうえで重要な意味を持っている。

その模範事業会社法では、会社情報の収集権等が16.01条から16.04条の4つの条文から構成されている。そのなかで、会社情報の収集権を定める16.02条は、会社情報の収集権を行使する前提条件として、当該権利行使の少なくとも5日前に会社に対する通知を要求し、そのうえで、会社情報についても機密性の高さで分類をし、その分類によって会社情報の収集権の行使に関する手続を区別している。基本定款 (articles of incorporation) のような機密性の低い会社情報については、株主が会社に対して所定の通知をすれば調査する権利が付与される。それに対して、会計帳簿や取締役会議事録といった機密性の高い会社情報は、所定の通知したうえで、当該権利行使が善意でかつ正当な目的があり、合理的な特定性をもって調査の目的及び調査を求める記録が説明されることに加えて、その記録が請

ート・ガバナンスと株主の権利』『コーポレート・ガバナンスと経営者責任』10頁以下 (有斐閣, 2004年) [初出 1998年] で同様の分類が提言されている。もっとも、同・12頁注35で、そのような分類は、健全なコーポレート・ガバナンスの構築のために重要と考えられる共益権を対象としており、社員権論の立場を否定するものではないと述べている。

(13) カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』12頁 (有斐閣, 2009年), CORPORATE LAWS COMMITTEE, MODEL BUSINESS CORPORATION ACT (2016 REVISION): OFFICIAL TEXT WITH OFFICIAL COMMENTS AND STATUTORY CROSS-REFERENCES, v (2016), ARTHUR R. PINTO=DOUGLAS M. BRANSON, UNDERSTANDING CORPORATE LAW, 6-7 (5th ed. 2018).

求目的と直接に関連があることを要件としている⁽¹⁴⁾。

模範事業会社法において注目されるのは、株主による会社情報の収集権の濫用に対する配慮がされている点にある。第1に、16.03条(c)項は、会社情報の収集権の行使に際して会社が要した費用を株主に請求できるとしている。第2に、16.04条(d)項では、株主による会社への潜在的な阻害行為からの保護を目的として、株主が会社情報の収集権の行使によって得た会社情報に係る秘密保持合意の締結や利用又は配布について合理的な制限を課す権限を裁判所に認めている。こうした手当ては、株主による会社情報の収集権の濫用的行使に対して一定の抑止効果が期待される。

(2) デラウェア州会社法との関係

他方で、アメリカ会社法の発展において極めて重要な役割を果たしている州会社法としてデラウェア州会社法がある。デラウェア州は、アメリカの上場会社の約6割が設立州としている等といった事情から、多くのアメリカ企業がデラウェア州会社法を遵守しているという現状があるとされている。さらに同法は、アメリカの他州の会社法に対する影響力という観点からも、アメリカ会社法のリーダー的存在として強い影響力があるとの指摘がある⁽¹⁵⁾。

それ以外にも、デラウェア州の裁判所では、数多くの公開会社に係る訴訟を取り扱っており、法の柔軟性、予測可能性等といった専門的で効率性の高い裁判制度であるとされている。そうした理由から、デラウェア州会社法は、アメリカ会社法の発展において極めて重要な役割を果たしていると考えられている⁽¹⁶⁾。

(14) 模範事業会社法の規定等につき、拙著・前掲(注1)233-235頁を参照されたい。

(15) 白井正和「友好的買収の場合における取締役に対する規律」8頁(商事法務,2013年)。

(16) ミルハウプト・前掲(注13)9,12頁,伊達竜太郎「会社の設立準拠法主義の

そのデラウェア州会社法では、220条（b）項1号で株主に会社情報の調査する権利を付与している⁽¹⁷⁾。デラウェア州会社法220条は、会社情報の収集権を株主の会社に対する中心的な所有権の一つとして保護している規定とも考えられている⁽¹⁸⁾。そうした理解を示唆する事案として、1931年の *State ex rel. Miller v. Loft, Inc.* 事件において、裁判所は会社情報の収集権は会社の設立証明書の規定によって排除又は制限することはできないと述べている⁽¹⁹⁾。

デラウェア州会社法220条は基本的に全ての会社情報を調査する権利を株主に付与している。ただ、同条（b）項によれば、株主は会社情報の収集権の行使目的を示す宣誓書（oath）を提出しなければならず、その目的とは会社情報の収集権の行使を裁判所が認める「正当な目的」でなければならない。ちなみに、ここにいう正当な目的とは、同条（b）項で「株主としての利益に合理的に関連のある目的」と定義されている。

そうした株主の請求を会社が拒絶した場合、株主はデラウェア州衡平裁判所に対して、会社情報の収集権の強制執行を求めることができる。裁判所は会社情報の収集権の行使に関する紛争において広範な裁量権を付与しており、調査の対象となる会社情報の範囲を定めることや条件を付すことといった種々の制限を課す権限を与えている。そのうえで、会社情報の収集権の行使に係る紛争について迅速な手続で行うことを規定している⁽²⁰⁾。

機能」沖国42号31-33頁（2013年）。デラウェア州会社法の問題点の指摘として、See PINTO=BRANSON, *supra* note 13, at 18-20.

(17) デラウェア州会社法の規定につき、拙著・前掲（注1）242-244頁を参照されたい。

(18) James D. Cox=Kenneth J. Martin=Randall S. Thomas, *The Paradox of Delaware's 'Tools at Hand' Doctrine: An Empirical Investigation*, 75 BUS. LAW. 2123, 2131 (2020).

(19) 156 A. 170, 172 (Del. 1931).

(20) わが国においても、株主による会社情報の収集権の特殊性に鑑み、実体法上の権利を認めるにとどまらず、手続法上でも権利の迅速な実現する立法の必要性を主

この点については、1969年の *Mite Corp. v. Heil-Coil Corp.* 事件でも確認されている⁽²¹⁾。

デラウェア州会社法が1967年に制定されて以来⁽²²⁾、同法における株主の会社情報の収集権は、その後も改正が断続的に行われている。まず、コモン・ロー上では認められていたが、制定当時は認められていなかった取締役の会社情報の収集権が1981年に認められたほか⁽²³⁾、2003年には会社情報の収集権を行使できる株主が、株式のいわゆる実質的保有者 (beneficial owner) にも範囲が拡大した。さらに、会社情報の収集権の行使の対象となる会社情報に一定の子会社の会社情報も含まれることとなった⁽²⁴⁾。

張されてきた (上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法(9)一株式会社法の計算(2)』213頁 [和座一清] (有斐閣, 1988年))。この点については、久保田光昭「帳簿・書類閲覧権に関する立法論的考察—その実効性確保のために—」吉川栄一=出口正義編『石田満先生還暦記念論文集 商法・保険法の現代的課題』196頁 (文真堂, 1992年) も参照。吉垣実「株主名簿閲覧謄写請求に関する仮処分命令—手続法的視点から—」川嶋四郎=中東正文編『会社事件手続法の現代的課題』202頁 (日本評論社, 2013年) は、株主による株主名簿の閲覧謄写請求事件の処理につき、当該請求の有する手段性ないし緊迫性という特徴を踏まえた観点から、請求者には低廉かつ簡易迅速な救済手段が与えられるべきであると主張する。

(21) 256 A.2d 855, 857 (Del. Ch. 1969).

(22) デラウェア州会社法の1967年改正における会社情報の収集権の形成過程につき、See Randall S. Thomas, *Improving Shareholder Monitoring of Corporate Management by Expanding Statutory Access to Information*, 38 ARIZ. L. REV. 331, 347-349 (1996). 改正に係る議論の全体像については、山中利晃『上場会社の経営監督における法的課題とその検討—経営者と監督者の責任を中心に—』107, 234-236頁 (商事法務, 2018年) 参照。

(23) Thomas, *supra* note 22, 349. なお、アメリカ会社法における取締役による会社情報の収集権については、拙稿「アメリカ会社法における取締役の会社情報の収集権—模範事業会社法や州会社法等の展開を中心に—」国士館51号257頁 (2018年) を参照されたい。

(24) S. Mark Hurd=Lisa Whittaker, *Books and Records Demands and Litigation: Recent Trends and Their Implications for Corporate Governance*, 9 DEL. L. REV. 1, *2 (2006). 子会社の有する会社情報の調査に係る改正については、釜田薫子「親会社による子会社の帳簿等閲覧請求」近藤光男=志谷匡史編著『新・アメリカ商事判例

このようにデラウェア州会社法においては、会社情報の収集権について継続した見直しが行われており、その重要性が窺われる⁽²⁵⁾。

(3) 権利行使の対象となる会社情報等

アメリカ会社法における会社情報の収集権の対象となる会社情報については、当該権利行使がコモン・ローか制定法に基づくのかで差異があるが、模範事業会社法もデラウェア州会社法も請求目的との関係に限定して請求した会社情報の調査が可能である。この点に関する近年の動向として、アメリカ会社法において、従来調査をすることのできると考えられていた会社情報は会計帳簿、取締役会議事録や株主名簿といった、いわば伝統的な会社情報であった。

しかし、近時は会社情報の収集権を行使しうる株主の権利行使目的を達成するために必要であるならば、Eメールといったこれまで想定されていなかった会社情報についても調査を認める傾向にある。とりわけ、会社がいわゆる伝統的な会社情報の保存を懈怠していたような場合、裁判所は株主の請求目的を達成するために必要であるEメールやその他の電子的記録の調査を認める可能性が高い。

この点に関する判例として、2019年の *Bucks Cnty. Emps. Ret. Fund v. CBS Corp.* 事件がある。この事件で裁判所は、従前の会社情報に反映されていない支配株主と取締役会構成員との非公式の意見交換を示唆する証拠

研究（第2巻）』356頁（商事法務，2012年）〔初出 2007年〕，同「アメリカにおける親会社株主保護」森本滋編著『企業結合法の総合的研究』265頁以下（商事法務，2009年）を参照。この点に係るわが国の展開については、拙著・前掲（注1）289頁。

(25) その他にも、会社情報の収集権の行使に係る紛争において、株主による当該権利行使の主張について手続的要求を簡素化している。こうした改正点につき、See George S. Deis, *Information Litigation in Corporate law*, 71 ALA. L. REV. 407, 421-423 (2019). なお、株主による会社情報の収集権の2000年代の展開については、別稿で検討する予定である。

があり、当該情報が会社情報の収集権の行使目的を達成するために必要不可欠であるという理由から、株主にEメール及び電子的記録の調査を認めた⁽²⁶⁾。このように、現代社会におけるEメールの重要性を考慮して、権利行使目的の達成に必要なならば、会社情報の調査対象を拡大していくという運用は、会社情報の調査に関する訴訟において極めて注目に値する⁽²⁷⁾。

ところで、健全なコーポレート・ガバナンスの構築のために重要な役割を担うのが株主の会社情報の収集権であるが⁽²⁸⁾、元来想定されてきた権利行使の目的は大きく分類して4つの類型で行使されてきた⁽²⁹⁾。具体的には、第1に、配当が支払われなかった理由や経営過誤が懸念される場合の調査といった自己の投資を評価することである。第2に、経営陣の交代を目的とした委任状勧誘や公開買付け(tender offer)への応募の促進等といった投資家として(qua investor)、他の株主と意思疎通を図ることを目的とする会社情報の収集である。第3に、企業秘密や株主名簿に記載されている情報を得て競業者等に提供という投資とは関係のない個人的利益を得るための会社情報の収集である。第4に、株主自身の経済的利益とは関係のない企業の社会的責任を果たすために行使される会社情報の収集である。これら4つの類型が典型的な会社情報の収集権を行使する局面であ

(26) See 2019 WL 6311106, *8-9 (Del. Ch. Nov. 25, 2019).

(27) JONATHAN R. MACEY=DOUGLAS K. MOLL, THE LAW OF BUSINESS ORGANIZATIONS—CASES AND MATERIALS AND PROBLEMS, 844 (14th ed. 2020). アメリカ会社法における会社情報の収集権の対象に関する近時の動向については、拙稿「アメリカ会社法における会社情報の収集権の調査対象—判例等の展開を中心に—」専法140号75頁(2020年)を参照されたい。

(28) Reza Dibadj, *Disclosure as Delaware's New Frontier*, 70 HASTINGS L. J. 689, 703 (2019) は、アメリカにおいて代表的な会社法であるデラウェア州会社法で会社情報の収集権を規定している220条の起草者は同条が重要な規定となることを予見していなかったであろうと述べている。

(29) See CLARK, *supra* note 11, at 100-103. 詳細については、拙著・前掲(注1) 20-23頁を参照。

ると考えられてきた。

そのような目的で行使がされてきた会社情報の収集権であるが、1990年代以降、法曹実務家に会社情報の収集権が現代の会社法の中核の一部を構成するものであるという認識が広範にされるようになり、会社情報の収集権に関する議論が活発となっていった。そうした理解から、訴訟を提起する前提として、潜在的な会社の不正行為の調査のために会社情報の収集権が行使されるようになり、これまでとは異なった局面での権利行使が多く見受けられるようになった。こうした運用がされるに至ったのは、会社情報の収集権が訴訟提起前の調査方法として有益であることに起因している⁽³⁰⁾。

こうした潮流は1990年代の証券クラス・アクション (securities class actions) に始まり、2000年代の派生訴訟 (derivative actions) へと繋がり、2010年代中頃の取引訴訟 (deal litigation) へと続いていったとされている⁽³¹⁾。そこで、以下では会社役員への責任追及との関係で会社情報の収集権がどのように展開されていったかを検討する。

2. 株主代表訴訟に係る手続とデマンド

アメリカ会社法において、会社役員に対する責任追及手段として、株主には代表訴訟の提起が認められているが、株主が代表訴訟を提起する手続

(30) Roy Shapira, *Corporate Law, Retooled: How Books and Records Revamped Judicial Oversight*, 42 CARDOZO L. REV. 1949, 1954–1955 (2021).

(31) *Id.* at 1955. さらに, Ed Micheletti=Bonnie David=Alexis Wiseley, *Trends in Books and Records Litigation*, 38 DEL. LAW. 18, 18 (2020) は、近年、合併との関係で金銭的損害を申し立てるクラス・アクションの提起に先立って、会社情報の収集権の行使が増加してきていると指摘している。

(32) アメリカ会社法における代表訴訟の根拠や機能、その手続等につき、顧丹丹『株主代表訴訟の終了制度』125–140頁 (成文堂, 2018年)、近藤光男『株主代表訴訟の提起と帳簿等閲覧権』『株主と会社役員をめぐる法的課題』383頁 (有斐閣, 2016

は次のようになっている⁽³²⁾。株主代表訴訟は会社の被る損害を救済するものであるが、本来この訴権は会社が有する権利であるから、会社が訴訟を提起するか否かの決定は取締役会の権限に属している。そのため、アメリカ会社法において、一般に代表訴訟を提起するには、株主がまず事前に会社（主に取締役会）に対して書面によってデマンド（demand. 事前請求）を行わなければならない。株主にデマンドを要求する目的は、一般的に訴訟によることなく請求の原因となる行為を検討する機会、訴訟に会社の財産を投入するか否かの判断をする機会、あるいは確実に起こる訴訟を自らコントロールする機会を会社に与えることを確保するためであると解されている。

ただ、訴訟を提起するか否かの取締役会の決定には経営判断原則（business judgement rule）が妥当する。なぜなら、会社が意図しないにもかかわらず、多数の訴訟が会社の名前で提起されうる可能性があり、そのような事態が生じると取締役会による統一的な会社経営は不可能となるからである。しかし、訴訟提起の可否の決定を取締役に期待できない場合もありうることから、そうした場合には株主代表訴訟を認める必要がある。

そこで株主と会社の利害調整を図る手法と考えられたのがデマンドである。これは株主に対して株主代表訴訟を提起する前に会社自ら訴訟を提起するよう取締役会に請求することを義務付ける制度である。取締役会がデマンドを拒絶した場合は、その拒絶が取締役の信認義務違反を構成するかどうかを争い、取締役会の決定が信認義務違反となって経営判断原則によって保護されない場合に初めて株主代表訴訟を提起できることになる。

ちなみに、株主代表訴訟の提起について、経営判断原則が適用されることを判示した事案として、1981年の *Zepata Corp. v. Maldonado* 事件⁽³³⁾が

年）〔初出 2012年〕、ミルハウプト編・前掲（注13）122頁、山田泰弘『株主代表訴訟の法理』51-53頁（信山社、2000年）等を参照。

(33) 430 A. 2d 779 (Del. 1981).

ある。同事件では、デマンドを経ずに提起された株主代表訴訟に対し、会社側は新たに選任された取締役からなる訴訟委員会を設け、その訴訟は会社の最上の利益に反するとして訴訟却下の申立てを行った。そうした事実関係において、裁判所は、株主によるデマンドがなされ、それが会社側により拒絶された場合に訴訟が終結するという取締役会の判断は、それが違法なものでない限り、経営判断原則が適用され、取締役会の判断は尊重されると判示した⁽³⁴⁾。

もっとも、デマンドは州会社法によって規律されるため、州によって制度の内容が異なる⁽³⁵⁾。そうした各州のデマンド制度は大きく2つに分類される。まず、株主代表訴訟を提起しようとする株主に対して訴訟の提起に先立ち、常にデマンドを義務付けるユニバーサル・デマンドと呼ばれる制度である。この制度は、多くの州会社法ないし裁判所規則で採用されている。

これに対して、デラウェア州においては、デラウェア衡平法裁判所の定めているデラウェア州衡平法裁判所規則23.1条によれば、デマンドは常に要求されるわけではなく、デマンドをしても無益 (futility) であることを示せば、デマンドなしに代表訴訟を提起できることになっている。デマンドが免除された場合、株主は取締役会に対するデマンドを経ることなく、株主代表訴訟を提起することができる。

(34) 伊勢田道仁「代表訴訟提起の事前請求が免除される場合と経営判断原則」近藤光男=志谷匡史編著『新・アメリカ商事判例研究』24頁(商事法務, 2007年)[初出 1990年]。

(35) 顧・前掲(注32) 68, 126-127頁参照。

(36) 以下の記述につき, Stephen A. Radin, *The New Stage of Corporate Governance Litigation: Section 220 Demands—Reprise*, 28 CARDOZO L. REV. 1287, 1293 (2006); Randall S. Thomas=Kenneth J. Martin, *Using State Inspection Statutes for Discovery in Federal Securities Fraud Actions*, 77 B.U.L. REV. 69, 81-82 (1997). 木俣由美「適切な経営監視のための株主の情報収集権—会計帳簿閲覧権を中心に—」産法38巻1号21頁(2004年), 近藤・前掲(注32) 383頁, 前原信夫「株主の帳簿・記録の閲覧

とはいえ、連邦民事訴訟規則23.1条（b）項（3）号の訴答要件は厳格である⁽³⁶⁾。同条は、代表訴訟を提起する株主は、取締役等に期待する行動を取らせるように努力したこと、そのような行為を得られなかったこと、又は努力しなかった理由を具体的に記載した訴状を提出しなければならないと定めている。さらに、デラウェア州会社法において、株主が代表訴訟を提起できるのは不正行為の事実が特定されていることが要件とされており、その要件を充たした請求がされた場合に限られていた。株主がその要件を充たさない場合、当該申立ては却下されていた。ここにいう特定された不正行為の事実とは、取締役会の多数の取締役が請求に応じる又は拒絶する判断に際して独立しているか、取締役会の判断が経営判断原則の保護を受けられるかのいずれかにつき、合理的な疑いがある場合であると考えられている。

そこで取締役は、株主の会社に対する訴訟提起のデマンドについて会社の不当拒絶を立証するほどの事実が主張されていないとして、連邦民事訴訟規則23.1条により株主の訴えを却下するように申し立てることができる。ただ、こうした申立てに対して、株主はこの却下の申立てに応じる前にディスカバリー（discovery. 開示。なお、ディスカバリーの意義等については後述）を受ける権利を有しておらず、それゆえに当該手続を経ずに却下の申立てに応じることが余儀なくされていた⁽³⁷⁾。

3. 証券クラス・アクションとディスカバリー

株主の会社情報の収集権は、証券詐欺の原告たる投資者も情報収集手段として利用することが考えられるが³⁸、1990年代の動向を検討するにあたっては、1995年に制定された私的証券訴訟改革法（Private Securities Litigation

権と正当な目的の立証における『信頼できる証拠』という基準」近藤=志谷編著・前掲（注24）307頁も参照。

(37) Thomas, *supra* note 22, at 336.

Reform Act of 1995) の影響を考慮する必要がある⁽³⁸⁾。同法は、訴訟の早い段階で本案に不適格な訴訟を発見し排除するための諸方策を採用し、クラス・アクション及び損害賠償責任制度の改革が図られた⁽³⁹⁾。

そもそも、クラス・アクションとは、一定の方法で範囲を特定した共通の主張を持つ人の集まりであるクラスを代表して、原告が訴訟を提起することを認めるアメリカで発達した特殊な制度である。クラスの構成員は、クラス・アクションから離脱する選択 (opt-out) をしない限り、クラス代表者の受ける判決や代表者による和解その他訴訟行為に拘束される⁽⁴⁰⁾。ちなみに、アメリカ会社法において前述の株主代表訴訟は、元来クラス・アクションと同じ条文で定められていたが、1966年の連邦民事訴訟法規則の改正によって、クラス・アクションに関する規定とは独立した条文で定められるようになった⁽⁴¹⁾。

この制度は、比較的少額の請求を糾合して訴訟を提起しやすくし、被害者等の原告の保護を図るとともに、民事責任の追及によって違反行為を抑止する機能を果たしている。この制度のメリットは、次に2つが挙げられる。第1に、多数の被害者が少額の被害を被って分散している状況でも、

(38) JAMES D. COX=MELVIN ARON EISENBERG, BUSINESS ORGANIZATIONS-CASES AND MATERIALS, 400 (12th ed. 2019).

(39) 黒沼悦郎『アメリカ証券取引法 (第2版)』7頁, 143頁 (弘文堂, 2004年)。ちなみに、浅香吉幹『アメリカ民事訴訟法 (第3版)』43頁 (弘文堂, 2016年) は、同法を「私人による証券訴訟改革法」と訳出している。なお、アメリカ会社法におけるクラス・アクション制度の形成につき、山田・前掲 (注32) 23-25頁を参照。

(40) 黒沼・前掲 (注39) 132頁, 浅香・前掲 (注39) 35頁, 溜箭将之『英米民事訴訟法』133頁 (東京大学出版会, 2016年) を参照。

(41) 顧・前掲 (注32) 204頁。それゆえに、高橋均「株主代表訴訟における手続上の課題と今後に向けた対応」原強ほか編『民事法の現在地と未来—小林秀之先生古稀祝賀論文集』105頁注7 (弘文堂, 2022年) によれば、アメリカ会社法における株主代表訴訟 (representative suite) は、クラス・アクションから派生的に生成・発展したものと捉えられているから「derivative action」とも呼ばれていると指摘する。

訴訟が提起しやすい。第2に、自ら積極的に訴訟活動に参加しなくても、被害者が救済を得られることにある。それゆえに、この制度は、投資者の保護と違反行為の抑止のために欠くことができない前提とされている⁽⁴²⁾。

私的証券訴訟改革法は、投資者の保護と違反行為の抑止のための重要な制度であるクラス・アクションに関して、その濫訴の防止を目的として財務諸表といった定期的な開示書類に利益の水増しや架空売上等の不実開示がなされた場合の株主ないし投資者の損害賠償を求める申立ての要件を厳格化した。そこでは誤解を生じると主張する表示を特定し、なぜ誤解が生じるかという理由、不実開示に関する主張が情報又は信念に基づいてなされた場合には、その信念を形成したすべての事実を特定して行わなければならないとされた。そして、これらの要件を充たさない申立ては却下され、その却下の申立てがなされている間は訴訟開始後の情報開示の制度であるディスカバリーの手続が停止されることになった⁽⁴³⁾。これは確実な証拠がないのにもかかわらず提訴し、ディスカバリーによって証拠を得ることを防ぐためである⁽⁴⁴⁾。

そもそも、ディスカバリーとは、民事訴訟において両当事者が自らに有利な証拠・情報も不利な証拠・情報もあらかじめ相手方と共有しなければならないとする制度である。これにより、民事訴訟の戦略性を低め、実体的真実を発見するための強力な手段とされている。ディスカバリーの手続は、主として証拠を収集する手続ではあるが、開示させる対象は狭義の証拠に限られず、証拠や論点を発見する端緒となりそうな情報一般である。それに対して、正当な理由なく開示を拒否すると強力な制裁が裁判所によって科されることとなっており、その実効性を確保している。ただ、不

(42) 黒沼・前掲(注39)132頁。

(43) 黒沼・前掲(注39)145頁。不実開示に対する民事責任の詳細については、同・114頁以下等を参照。

(44) 近藤・前掲(注36)383-384頁。

当な結果をもたらすような濫用の可能性も否定できず、連邦民事訴訟規則の改正が絶えず検討されている⁽⁴⁵⁾。

このように、私的証券訴訟改革法の制定によって、株主ないし投資者は、会社から未公開の情報を得ずに不実開示に関する事実を特定した訴訟の提起が必要となった。一部の株主ないし投資者はディスカバリーを利用しなくとも厳格化された要件を充たすことが可能であると考えられたが、多くの株主ないし投資者は、通常それを充たすことができないと指摘されていた。それゆえに、会社情報の収集権の重要度が高まると考えられた⁽⁴⁶⁾。

なお、私的証券訴訟改革法は、連邦裁判所から州裁判所への事件へのシフトという副産物を生じさせた。それによって、判例の確立していない州法のもとで混乱を生じる可能性があり、州ごとに異なった判断が示されるおそれがあった。そこで議会は、1998年に証券訴訟統一基準法 (Securities Litigation Uniform Standards Act) を制定し、全国的な市場で取引されている証券に関する詐欺を理由とする一定のクラス・アクションは連邦裁判所にのみ提起できるようにした。同法は、クラス・アクションに関する統一ルールのほか、連邦法が適用されるように確保した⁽⁴⁷⁾。

三. 1990年代前半の会社情報の収集権の展開

1. 会社情報の収集権と代表訴訟の関係

上述のように、デラウェア州においては、代表訴訟を提起しようとする

(45) 浅香・前掲(注39) 81頁, 板持研吾「デラウェア州会社法判例理解のための手続法的基礎 第1回 主要法源と手続全体の流れ(1)」商事2208号35頁注7(2019年)。ディスカバリー制度については、浅香・前掲(注39) 81頁以下、高橋宏志「米国ディスカバリー法序説」法学協会編『法学協会百周年記念論文集 第三巻』527頁(有斐閣, 1983年)等を参照。

(46) See Thomas=Martin, *supra* note 36, at 70-71. 木俣・前掲(注36) 22-23頁も参照。

(47) 黒沼・前掲(注39) 153-154頁。

株主に対して、訴訟の提起に先立ってなされるデマンドは常に要求されるわけではなく、デマンドをしても無益 (futility) であることを示して、それが免除された場合、株主は取締役会に対するデマンドを経ることなく、代表訴訟を提起することができる。

デラウェア州においてデマンドが無益であることをめぐっては、デラウェア州最高裁判所が1984年の *Aronson v. Lewis* 事件⁽⁴⁸⁾において判示した基準である、いわゆる Aronson 基準を用いてデマンドが無益であることを原告である株主が適切に主張・立証したか否かを判断してきた。Aronson 基準とは、原告である株主が、①デマンドについて検討する取締役会等の構成員の多数が請求原因となる行為と利害関係を有していないこと又は独立であること、②訴訟の請求原因とされている行為が適切な経営判断の結果であることのいずれかについて、合理的な疑いが生ずることを主張立証できればデマンドが免除されるというものである⁽⁴⁹⁾。しかし、株主は、デマンドが無益であると主張するための情報収集手段として、ディスカバリーを利用することができなかった⁽⁵⁰⁾。

この問題に対して、1993年の *Rales v. Blasband* 事件で非常に興味深い判示がされている。同事件において、裁判所は株主が代表訴訟において情報を得る手段として会社情報の収集権の行使が少ないと指摘する。そのうえで、裁判所は株主が取締役の不正行為の主張する訴状の提出に先立って、慎重かつ綿密な調査を行うために会社情報の収集権を行使すべきであると判示した⁽⁵¹⁾。

(48) 473 A.2d. 805 (Del. 1984). 同事件の評釈として、伊勢田・前掲(注34)22頁がある。近時の論稿として、板持研吾「デラウェア州会社法判例理解のための手続法的基礎 第8回 訴答段階(4) - 例解」商事2215号72-73頁(2019年)で詳細な検討がされている。

(49) 顧・前掲(注32)130-131頁。

(50) Thomas, *supra* note 22, at 358.

(51) 634 A.2d 927, at 934 n.10 (Del. 1993).

このような責任追及のための会社情報を入手する手段として、会社情報の収集権を活用するという発想はとても魅力的なものであった⁽⁵²⁾。なぜなら、株主が会社情報の収集権を行使することによってディスカバリーを利用するためのきっかけを付与するものであり、株主による稚拙な責任追及を減少させるという副次的効果もあるからである。

そのうえで、会社情報の収集権の行使はディスカバリーの恩恵を受けずに、会社からの却下の申立てに対応しなければならないという株主の負担を軽減するものである。仮に、デラウェア州が株主による連邦民事訴訟規則23.1条に基づく訴えの却下を申立てに応じる前に、ディスカバリーを受けられる権利が認めていたとしても、会社情報の収集権に関する訴訟は迅速な手続により解決が図られるから、通常のディスカバリーの手続よりも会社情報の収集権の行使の方が迅速に会社情報の入手が可能になる。このような指摘は、アメリカ会社法において株主による会社情報の収集権は、責任追及のための手段的権利として重要な役割を担っていることを示唆している。

2. 会社情報の収集権の権利行使に関する判例の動向

(1) 正当な目的を要求する意義

とはいえ、会社情報の収集権を行使するためには、株主ないし投資者が会社情報を調査するための正当な目的を主張しなければならなかった⁽⁵³⁾。そこで、以下では、株主の会社役員に対する責任追及との関連で、会社情報の収集権の行使に際して要求されている正当な目的の解釈がどのように展開されていったのかを確認しておきたい。

そもそも、会社情報の収集権をめぐる紛争の大きな課題の1つが、当該権利行使に要求されている正当な目的の画定であると指摘されている⁽⁵⁴⁾。

(52) この見解につき、See Thomas, *supra* note 22, at 359.

(53) Thomas = Martin, *supra* note 36, at 82-83.

ただ、正当な目的の内容も含めた会社情報の収集権に係る諸問題は、株主と会社との利害が正面から衝突する局面であるから、非常に複雑で事実関係ないしは主張立証内容に依拠せざるをえない。そうした理解を前提に、正当な目的という要件は決定的な立証が困難であって、結局のところ、主観的な動機という問題に収斂されると指摘される。なぜなら、裁判所は正当な目的の判断にあたって、株主の会社情報を調査するという権利と会社の株主による証拠漁り（fishing expedition）から逃れる権利との調和を図る必要があると考えているからである⁽⁵⁵⁾。

アメリカ会社法において、こうした理解は会社情報の収集権に関する紛争解決をする裁判所ではかねてより支配的であったと考えられる。たとえば、1956年の *Nodana Petroleum Corp. v. State ex rel. Brennan* 事件⁽⁵⁶⁾において、裁判所は株主の知らない不当な取引が行われているかどうかを知るためになされた会社の全ての帳簿及び記録の調査請求は理由として不十分であるとした。その場合は、株主の請求が単なる証拠漁りでないと立証する必要があった。そのうえ、裁判所は株主の会社情報の収集権の行使請求について合理的な根拠も要求していた⁽⁵⁷⁾。

（２）調査対象となる会社情報の画定

その一方で、会社情報の調査対象については、株主が会社の不正行為の調査する場合は広くすべきであるというのが従前の裁判所の立場であっ

(54) Dibadj, *supra* note 28, at 704-705.

(55) RICHARD D. FREER=DOUGLAS K. MOLL, *PRINCIPLES OF BUSINESS ORGANIZATIONS*, 240 (2d ed. 2018). ただし、1930年の *Dines v. Harris* 事件 (291 P. 1024 (Colo. 1930)) では、株主による会社情報の収集権の行使が単に証拠漁りであるという理由で会社に当該権利行使を拒絶されないと判示している。

(56) 123 A.2d 243 (Del. 1956).

(57) See Michael D. Goldman, *Delaware Corporation Law -Shareholder's Right to Make an Informed Judgment*, 32 BUS. LAW. 1805, 1807-1808 (1977). 久保田光昭「帳簿・書類閲覧謄写請求権について（二）」上法33巻1号156頁（1990年）も参照。

た⁽⁵⁸⁾。その根拠とされている事案として、1976年の *Skoglund v. Ormand Indus., Inc.* 事件がある。同事件で裁判所は、会社情報の収集権は、株主の疑惑を抱いた取引の調査に制限されるべきではなく、株主が調査を求めた期間に作成された一般的な会社情報に拡大されるべきであると述べている⁽⁵⁹⁾。

しかしながら、1982年の *CM & M Group, Inc v. Carrol* 事件⁽⁶⁰⁾においては、次のような判示がされている。まず、会社情報の収集権の行使に際して要求されている正当な目的という要件は、株主が会社情報を調査する権限が付与されているかどうかを判断するための最重要な要素であるとする⁽⁶¹⁾。次いで、裁判所は「会社情報の収集権の行使について、適切と思われる制限や規制を課すことによって、会社の適法な利益の保護を図り、株主の調査権から生じうる阻害行為を防止するための権限が衡平裁判所に付与されている」と述べている。そのうえで、裁判所は、株主が会社情報の収集権の行使によって得られた情報につき、会社と秘密保持合意 (confidentiality agreement) の締結を株主に要求した⁽⁶²⁾。

こうした裁判所の理解は、1987年の *Helmsman Management Services, Inc. v. A & S Consultants, Inc.* 事件から明確に示されるようになり、同事件がその後の判例に影響を及ぼしていると考えられている⁽⁶³⁾。すなわち、同

(58) Thomas=Martin, *supra* note 36, at 86.

(59) See 372 A.2d 204, 211 (Del. Ch. 1976).

(60) 453 A.2d 788 (Del. 1982).

(61) See *id.* at 792.

(62) See *id.* at 793-794. Michael Greene, *Delaware Companies Placing More Limits on Books and Records Inspections*, 31 Corp. Couns. Whly. (BNA) 265 (Aug. 31, 2016) によれば、会社が会社情報を開示する前に株主に対して秘密保持合意の締結を求めることが一般的な実務として確立しているようである。ちなみに、Browning Jeffries, *Shreholder Access to Corporate Books and Records: The Abrogation Debate*, 59 DRAKE L. REV. 1087, 1102 (2011) は、こうした秘密保持合意の締結は会社の利益の保護を目的としているとする。

事件において、裁判所は「単に可能性のある一般的な不正行為を調査する目的との申立てでは、株主に広範な（筆者注：デラウェア州会社法）220条の救済の権限は付与されない。更なる問題の調査は十分な理由となる可能性のある不正行為又は会社財産の浪費に関する証拠がなければならぬ」と述べていた。その理解を踏まえて、調査の対象となる会社情報の判断に際した最重要な原則は、株主の権利行使目的を達成するために必要で十分な（essential and sufficient）会社情報のみであると判示した⁽⁶⁴⁾。

（3）株価を算定する目的

1990年代前半の会社情報の収集権の行使に関して、正当な目的が争われた事案としては、1992年の *BBC Acquisition Corp. v. Durr-Filauer Medical, Inc.* 事件⁽⁶⁵⁾がある。同事件は上場会社である Durr 社の株主であった BBC 社は、自身の保有する株式価値の算定ではなく、公開買付けの促進を目的として買収会社である Durr 社全体の株式価値を算定するために情報を収集しようとした。

そうした事実関係のもと、裁判所はその検討の前提として、株主の会社情報の収集権は無制限の権利ではなく、権利行使目的を達成するために必要不可欠で、かつ、十分な（necessary, essential and sufficient）会社情報の調査に制限されるとする⁽⁶⁶⁾。この判示には、前述の *CM & M Group, Inc. v. Carrol* 事件及び *Helmsman Management Services, Inc. v. A & S Consultants, Inc.* 事件が引用されており、その影響力を窺うことができる。この株主による会社情報の収集権の対象となる会社情報の制限に関する基準は、

(63) 釜田薫子「デラウェア州における株主の閲覧権と正当目的の立証—『信頼できる根拠』基準の適用—」同法67巻6号151頁（2015年）。

(64) See 525 A.2d 160 at 165-167 (Del. Ch. 1987). 同事件の詳細については、釜田・前掲（注63）151頁を参照。

(65) 623 A.2d 85 (Del. Ch. 1992).

(66) *Id.* at 88.

その後も会社情報の収集権の濫用的行使を抑止する判断基準として発展していくこととなる⁽⁶⁷⁾。

そのうえで「非公開閉鎖会社 (nonpublicly-held corporation) の投資者の場合は、自身の投資をどのように保護するか又は維持するかを判断するために会社の帳簿及び記録を調査する必要があるが、この事案はそうした場合に該当しない」と述べている⁽⁶⁸⁾。このような判示は、BBC社がDurr社の株主としての地位に関連するものではなく、Durr社の買取者としての地位にのみ関連する目的であるという理由による⁽⁶⁹⁾。この点は、前述の *CM & M Group, Inc v. Carrol* 事件でも同様の判示がされており⁽⁷⁰⁾、*BBC Acquisition Corp. v. Durr-Filauer Medical, Inc.* 事件はその点を確認した判例とも位置付けられる。

このように、裁判所が上場会社か否かで株主による会社情報の収集権の

(67) たとえば、2002年の *Saito v. McKesson HBOC, Inc.* 事件(806 A.2d 113, 114 (Del. 2002)) においても本判決が言及されている。そのうえで、2011年の *Espinoza v. Hewlett-Packard Co.* 事件 (32 A.3d 365 (2011)) では、その不可欠性の要件についての判示がされている。同事件については、釜田薫子「米国の株主代表訴訟と株主の情報収集—閲覧可能な文書の範囲と『不可欠性』の要件—」北村雅史=高橋英治編『藤田勝利先生古稀記念論文集 グローバル化の中の会社法改正』197頁(法律文化社、2014年)で詳細な検討がされている。

(68) ちなみに、Abbe M. Stensland, *Protecting the Keys to the Magic Kingdom: Shareholder's Rights of Inspection and Disclosure in Light of Disney*, 30 J. CORP. L. 875, 885-886 (2005) は、この判示によって、上場会社の株式の価格算定を目的とした会社情報を調査が消極的になるとしつつも、そのような目的での会社情報の収集権の行使は、当該権利行使を通じた株主の経済的利益を保護することは異なる指摘している。

(69) See *BBC*, 623 A.2d at 91. ただし、1976年の *Crane Co. v. Anaconda Co.* 事件においては、すべての株主に公開買付けの目論見書 (prospectus) を送付し、他の株主と意思疎通を図る目的は不当ではないとして会社情報の収集権の行使を認められている (See 382 N.Y.S.2d 707, at 713)。これら判例を含む会社情報の収集権と公開買付けの関係については、木村真生子「公開買付けにおける敵対的買取による株主名簿閲覧謄写請求権の行使」筑波ロー17号37頁(2014年)を参照。

(70) *CM & M Group, Inc.*, 453 A.2d at 792.

行使を区別するのは、上場会社においては、連邦証券諸法に基づく強制開示 (mandatory disclosure) の対象となっていることが影響しているものと考えられる。他方で、閉鎖会社においては、その保有する株式の価値を算定する市場がなく、会社の財務情報を入手できなければその価値を容易に算定できないから、会社情報の収集権を通して会社の財務情報を入手するため、当該権利行使の認否は重要になる⁽⁷¹⁾。したがって、少なくとも、株価の算定の局面においては、上場会社であるか否かは判断要素の一つになっていると思われる。

3. 証券詐欺との関係

1990年代前半には、証券詐欺との関係で会社情報の収集権の行使が問題となった1993年の *Compaq Computer Corp. v. Horton* 事件⁽⁷²⁾がある。そもそも、訴訟参加を募る目的での会社情報の収集権の行使は正当な目的であると考えられており、1941年の *State ex rel. Foster v. Standard Oil Co.* 事件⁽⁷³⁾や1942年の *State ex rel. Bloch v. SENTRY Control Corp.* 事件⁽⁷⁴⁾でもそのような判示がされていた。ただ、それらは代表訴訟の事案であり、勝訴すれば会社ないしは株主に利益がもたらされるから正当な目的が認定されやすいという事情があった。

それに対して、*Compaq Computer Corp. v. Horton* 事件は会社を被告と

(71) See PINTO-BRANSON, *supra* note 13, at 129. もっとも、WINTHROP BALLANTINE, BALLANTINE ON CORPORATIONS, 389 (rev. ed. 1946) は、財務諸表等の情報開示それ自体は株主の会社情報の収集権を代替するものではなく、会社経営陣が会社情報の調査を株主に認めることを拒絶する理由にはならないと指摘している。ちなみに、アメリカにおける上場会社の情報開示に関する詳細な研究として、湯原心一『証券市場における情報開示の理論』(弘文堂、2016年)がある。

(72) See 631 A. 2d 1 (Del. 1993). 同事件の解説として、黒沼悦郎「株式原簿閲覧請求権行使の正当な目的」商事1491号39頁 (1998年)がある。

(73) See 18 A.2d 235, 238 (Del. Super. Ct. 1941).

(74) See 23 A.2d 587, 590 (Del. Super. Ct. 1942).

する訴訟への参加を募る目的で会社情報の収集権を行使した事案であった。このような訴訟は、会社が応訴費用を負担することになるため、そのような目的に基づく会社情報の収集権の行使が直ちに正当な目的であるとは言いがたい。それゆえに、*Compaq Computer Corp. v. Horton* 事件では、代表訴訟と会社を被告とする訴訟との差異が正当な目的を判断するに際しての影響を検討した事案として注目された⁽⁷⁵⁾。

そのような事実関係において、裁判所は次のような判示をした。すなわち、証券詐欺を基礎付けるための証拠を収集するために会社情報の収集権の行使には正当な目的を主張する必要がある、その目的は会社の利益に関連するものであるが、会社と対立するものであってはならないとする。さらに、不当な目的とは、会社情報の収集権の行使を請求した株主が悪意である場合又は株主としての役割に全く無関係な理由でされた場合に存在すると述べている⁽⁷⁶⁾。

そうした前提のもと、証券詐欺又は経営過誤が生じたあるいはその自体が継続しているならば、それを判断するために会社情報の収集権を行使することは正当な目的であるとする。そのうえで、会社は証券詐欺又は経営過誤に起因した賠償金の支払いを逃れるということに正当な利益を有していないから、会社情報の収集権の行使によりそのような自体が生じたとしても、当該権利行使に際して要求される正当な目的であると判示した⁽⁷⁷⁾。

学説においては、株主は投資者であり、会社経営陣には不正行為に責任を有している可能性があるため、投事業の健全性という観点から、投資者による会社経営陣と事業の状況の継続的な監視 (watchful eye) が不可欠であると考えられていた。なぜなら、株主がそうした不正行為に対する責任を追及しようとするときに、会社の記録の調査あるいは情報を得ること

(75) 黒沼・前掲 (注72) 40頁。

(76) *Compaq Computer Corp.*, 631 A. 2d at 4-5.

(77) *See id.* at 7-9.

ができなければ、経営陣はその責任追及を免れる可能性があるからである。そのため、株主に会社情報の収集権が認められる必要であると主張されてきた⁽⁷⁸⁾。 *Compaq Computer Corp. v. Horton* 事件の判示は、こうした学説の影響も受けているものといえよう。

ただ、本件は事例判断であって、会社役員の不正を追及しつつ会社に損害賠償を請求する類型の訴訟全般に及ぶわけではないと評価されており⁽⁷⁹⁾、この理解は会社情報の収集権の行使に係る判例の変遷とも整合的である。つまり、 *Compaq Computer Corp. v. Horton* 事件では会社を被告とする訴訟への参加を募る目的が正当な目的となりうるという判断をしただけであり、事案毎に株主が証拠に基づいた会社の不正行為を立証することによって正当な目的か否かが判断されると考えられる。

四. 1990年代後半の動向

1. *Grimes* 事件の検討等

株主の会社情報の収集権に関する1990年代後半の動向として、まず、1995年の *Karen Shaw and Forrest Foster v. Agri-Mark, Inc.* 事件において、デラウェア州会社法における株主の会社情報の収集権の位置付けを判示している。同事件で裁判所は、コモン・ローで認められ、デラウェア州会社法220条の規定されるに至った制限された会社情報の収集権は、次のことを理由として、確立されたとする⁽⁸⁰⁾。すなわち、「調査権 (inspection right) は株主の会社財産の所有に対する付帯的権利として考えられる」

(78) See Fred S. McChesney, "Proper Purpose," *Fiduciary Duties, and Shareholder-Raider Access to Corporate Information*, 68 U. CIN. L. REV. 1199, 1205-1206 (2000); WILLIAM MEADE FLETCHER ET AL., 5A FLETCHER CYCLOPEDIA OF THE LAW OF PRIVATE CORPORATION, 244 (rev. vol. 2012).

(79) 黒沼・前掲(注72) 40頁。

(80) Hurd=Whittaker, *supra* note 24, at *3.

としつつ、「自己防衛の問題として、株主は会社の割合的所有者（a part owner）としてその代理人がどのように会社業務を遂行しているかを知る権利を有している」と判示している⁽⁸¹⁾。

こうした判示については、株主の会社情報の収集権に係る理論的根拠との関係で、次のような評価もされている。すなわち、株主は会社資産の実質的な所有者として会社情報の収集権は認められるとする所有権理論⁽⁸²⁾と会社は単に株主の資産を管理している代理人あるいは受託者という事実から、その資産に対して利益を有する株主が説明を受ける権利であるとする代理人理論⁽⁸³⁾という会社情報の収集権の2つの理論的根拠が重複していると指摘されている⁽⁸⁴⁾。もっとも、株主の会社情報の収集権は、所有権理論と代理人理論という2つの理論の側面を有して発展してきたことを示唆しているともいえる。

ところで、デラウェア州において、代表訴訟の提起に際して裁判所にデマンドが無駄であると立証するとしても2つの疑問が生じる⁽⁸⁵⁾。第1に、デマンドが無駄であるという証拠をどれほど集める必要があるのかという点である。第2に、その証拠を得るために株主は行動することができる手段は何かという問題がある。

そうした問題に対して、1996年の *Grimes v. Donald* 事件⁽⁸⁶⁾において、裁判所が詳細に判示している。まず、その前提として、代表訴訟を提起するよう取締役会に請求したが、それを拒絶された株主は、会社の行為に影

(81) 663 A.2d 464 at 467 (Del. 1995).

(82) See W. E. Shipley, Annotation, *Purposes for Which Stockholder or Officer May Exercise Right to Examine Corporate Books and Records*, 15 A.L.R. 2d 11, 15 (1951).

(83) See FLETCHER ET AL., *supra* note 78, at 243.

(84) Thomas, *supra* note 22, at 336 n.24. こうした会社情報の収集権に関する理論的根拠の詳細については、拙著・前掲（注1）27頁以下を参照されたい。

(85) Deis, *supra* note 25, at 420.

(86) 673 A.2d 1207 (Del. 1996).

響を与えている報告書や取締役会議事録のような会社情報、あるいは請求が不当に拒絶されたと主張するための根拠があるかどうかを判断するための情報を得るための権利を有していると述べている。

この判決で裁判所は、会社情報の収集権を tools at hand（身近な手段。以下「tools at hand」という）と位置付けている。この判示は、株主は会社情報の収集に関してディスカバリーという民事訴訟上の開示手続を利用することなく、会社法において株主に認められている会社情報の収集権を行使によって、迅速かつ低廉な費用で会社の内部情報を入手できることを示唆している。そのみならず、会社情報の収集権の行使の認否に際しては、株主の濫用的行使であるかどうかも考慮されることから、会社の利益保護も図ることができるという点にも配慮がなされていると思われる。

そのため、このような判示は、現在では会社情報の収集権に関する重要な判例法理として位置付けられており、株主と会社の利害関係を調整する新たなアプローチが発展していった。すなわち、tools at hand という判例法理は、派生訴訟において必要な事実を集めるための手段として会社情報の収集権の行使を促進した。その理由としては、tools at hand という判例法理が、代表訴訟において株主が直面する種々の問題に株主と会社の利害調整を図った対応策であると位置付けられたからである⁽⁸⁷⁾。そのような事情も相俟って、会社情報の収集権の行使の促進を示唆する判示として、*Rales* 事件において裁判所は、前述のように、株主が代表訴訟において情報を得る手段として「驚くほど (surprisingly)」会社情報の収集権の行使が少ないという点を強調し、*Grimes* 事件においてもこの判示が引用されている⁽⁸⁸⁾。

さらに、1997年の *Scattered Corp. v. Chicago Stock Exchange, Inc.* 事件で裁判所は次のような指摘をしている。同事件で原告である株主は、代表訴

(87) Cox=Martin=Thomas *supra* note 18, at 2123-2124.

(88) See *Rales*, 634 A.2d at 934 n.10; *Grimes*, 673 A.2d at 1220 n.11.

訟提訴以前の取締役会に対する提訴請求の拒絶に関する必要な情報を得て、株主からの提訴請求に際して取締役会及び内部委員会の意思決定過程や調査結果を対象とした議事録、報告書その他会社情報を調査する機会を利用しなかった。そのような事実関係において、裁判所はそうした株主の態度を勘案して「不可解にも (inexplicably)」会社情報の収集権を行使しなかった事案であると述べている⁽⁸⁹⁾。

2. 正当な目的に関する判例の変遷

前述のように、2000年代に入ると代表訴訟との関連で株主による会社情報の収集権の行使が活発になっていく。そのきっかけとなった事案と位置付けられているのが *Grimes* 事件であるとされているが、2000年代の検討の前提として、当該権利行使に際して要求されている正当な目的に関する1990年代後半の判例の動向を整理しておきたい。

まず、1996年の *Everett v. Hollywood Park, Inc.* 事件においては、株主が会社財産の浪費又は経営過誤の疑いを調査する場合、推測されうる不正行為について信頼できる可能性を証拠で提示しなければならないと述べている。同事件で裁判所は、会社役員等による不正行為または会社財産の浪費の可能性を調査する原告である株主は、会社情報を調査するために高度な証拠に基づく証明責任を負うとしている⁽⁹⁰⁾。

次いで、1996年の *Thomas & Betts Co. v. Leviton Manufacturing Co.* 事件がある。裁判所は自己の投資の価値を評価することは、とりわけ閉鎖会社の場合、正当な目的であるとして古くから認められていたとする。このような理解は、閉鎖会社の株主が、閉鎖会社特有の危険に直面した場合、保有している株式の売却といった自己の投資の保護をするための行動を取るかどうかを判断するために、会社情報の収集権が必要であるという正当な

(89) See 701 A.2d 70, 78-79 (Del. 1997).

(90) See 1996 WL 32171, at *4 (Del. Ch. Jan. 19, 1996).

利益を有していることを根拠とする⁽⁹¹⁾。

この事件で裁判所は、会社情報の収集権の行使を法的に執行する命令を得るためには、株主は株主としての利益に合理的に関連する目的を示す宣誓書に基づいて請求がされなければならないことを強調している⁽⁹²⁾。同様の指摘をしている事案としては、たとえば、1992年の *Frank v. Libco Corp.* 事件では、デラウェア州会社法において会社情報の収集権の行使に際して要求されている宣誓書の提出を懈怠した株主の当該権利行使を認めなかった⁽⁹³⁾。こうした判示は、デラウェア州会社法では、正当な目的の有無という実質的な問題に加えて、宣誓書の提出という形式面も重要視していることが窺える。

さらに、*Thomas & Betts Co. v. Leviton Manufacturing Co.* 事件の上訴審においては、次のような判示もされている。まず、裁判所は前述の *Helmsman Management Services, Inc. v. A & S Consultants, Inc.* 事件等を引用しつつ、株主は、目的の正当性を立証するために、裁判所が会社に生じているであろう会社財産の浪費あるいは経営過誤を推認しうる信頼できる証拠を示す必要があると述べている。ただし、会社財産の浪費あるいは経営過誤が実際に生じていることを証拠の優位 (preponderance of the evidence) によって証明することは要求されないとする⁽⁹⁴⁾。

この判示は、前述の *Everett v. Hollywood Park, Inc.* 事件での判示を修正したものと考えられる。そのような背景には、会社情報の収集権は、会社が不正行為を行っているかを調査するための手段的権利であるという位置付けを考慮したものと評価することができる。

(91) See 685 A.2d 702, 713 (Del. 1996). この点については、前掲(注71)とそれに対応する本文も参照されたい。

(92) See *id.* at 708; Thomas=Martin, *supra* note 18, at 85 n.87

(93) See 1992 WL 364751, at *2 (Del. Ch. Dec. 8, 1992).

(94) See 681 A.2d 1026, 1031 (Del. 1996).

ところで、*Rales* 事件においては、次のことも指摘されている。すなわち、報道機関、連邦証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission)⁽⁹⁵⁾ のような政府機関を含む会社の行為の詳細を明らかにする公的情報源には多種多様なものがあり、それを精査する端緒として、手続的要求を充足し、かつ一定の正当な目的を立証した株主は、会社の不正行為の可能性を調査するためにデラウェア州会社法220条の規定する略式手続を利用しようと述べている⁽⁹⁶⁾。

この点については、前述の *Everett v. Hollywood Park, Inc.* 事件においても、公的に入手できる情報源を端緒とした会社情報の収集権の行使に関連した判示がされている。すなわち、株主は経営過誤及び会社と会社役員との自己取引について、公的に入手できる情報を頼りにその精査の助力を得るために専門家を雇用し、当該情報の分析を依頼した。その専門家の分析及び助言を基礎として、株主はそうした経営過誤及び自己取引を評価するために追加の情報が必要であるとして、会社情報の収集権を行使した。こうした事実関係において、裁判所は株主のそうした行動に基づく会社情報の収集権の行使は信頼できる根拠 (credible basis) を構成しており、正当な目的による会社情報の収集権の行使であるとした⁽⁹⁷⁾。

その一方で、公的情報源ではない伝聞証拠 (hearsay evidence) を前提とした権利行使の可否が問題となりうる。この点につき、前述の *Thomas*

(95) 連邦証券取引委員会の意義や組織体制等については、松岡啓祐「証券市場・公開会社規制と米国 SEC (連邦証券取引委員会) の活動状況～組織改革の動向を中心として～」専修ロー 8 号31頁 (2013年)、同「近時のアメリカの金融・資本市場の規制改革の動向について—2013年における連邦証券取引委員会 (SEC) による活動状況の検討を中心に—」専修大学今村法律研究室報62号 1 頁 (2015年) を参照されたい。連邦証券取引委員会に関する近時の論稿として、山本雅道「米国証券取引委員会 (SEC) の基礎知識 (1) ～ (3・完)」商事2305号43頁 (2022年)、2307号98頁 (2022年)、2308号38頁 (2022年) がある。

(96) See *Rales*, 634 A.2d at 934 n.10.

(97) See *Everett*, 1996 WL 32171, at *4.

& Betts Co. v. Leviton Manufacturing Co. 事件で次のように述べられている。すなわち、伝聞証拠は可能性のある会社財産の浪費又は経営過誤の疑いを調査するための会社情報の収集権の行使に際して要求される正当な目的を示す証拠として信頼するには不十分であると述べている⁽⁹⁸⁾。このような判例の態度は、その内容次第にもよるが、伝聞証拠は正当な目的を立証するための推測されうる不正行為について信頼できる証拠とするには説得力が乏しいことを示唆しているものと思われる⁽⁹⁹⁾。

3. 会社情報の収集権とディスカバリーとの差異

他方で、代表訴訟の提起に係る情報収集手段として会社情報の収集権を行使した事案ではないが、その行使に係る重要な事案として、1997年の *Security First Corp. v. U.S. Die Casting and Development Co.* 事件⁽¹⁰⁰⁾が挙げられる。裁判所は、その検討の前提として、デラウェア州の裁判所は正当な目的を立証することで会社情報の収集権を代表訴訟の情報収集手段としての利用を促進しており、会社情報の収集権を行使するための手続は代表訴訟を提起する前段階として有益な目標となりうるとする。そのうえで、その結論として、デラウェア州会社法220条の手続は、デラウェア州におけるコーポレート・ガバナンスの向上のための活動の重要な役割を担う一部であると述べている⁽¹⁰¹⁾。

しかし、裁判所は、その結論に至る過程で、会社情報の調査はディスカバリーとは異なるものであり、混同すべきではないと指摘している。裁判

(98) See *Thomas & Betts*, 685 A.2d at 710.

(99) ただし、伝聞証拠が会社情報の収集権の行使の根拠となりうるかについては、2000年代に若干の判例の揺らぎがある。この点については、別稿で言及する。

なお、伝聞証拠に係る検討については、さしあたり、釜田・前掲（注63）169-170頁を参照されたい。

(100) 687 A.2d 563 (Del. 1996).

(101) See *id.* at 571.

所は、その理由として、会社情報の収集権の場合は、収集の対象となる会社情報が正確さをもって (with rifles precision. ライフルのように正確に) 特定されなければならない。その一方で、ディスカバリーはしばしば会社情報の収集権よりも収集する会社情報の対象が広くなることがあることから両者を区別している点を強調する⁽¹⁰²⁾。この点は、前述の *Scattered Corp. v. Chicago Stock Exchange, Inc.* 事件においても、この事件での判示が引用されて言及されている⁽¹⁰³⁾。

こうした判示がされているのは、次の判例を考慮する必要がある。すなわち、1981年の *Estate of Polin v. Diamond State Poultry Co.* 事件において、裁判所は、株主が正当な目的を証明した場合、会社情報の収集権の行使に係る訴訟は、他の訴訟とは区別された異なったものであるとする。そのうえで、会社が当該権利を制限又は弱体化することはできないと述べている⁽¹⁰⁴⁾。さらに、1992年の *Lipman v. National Medical Waste, Inc.* 事件においても、会社情報の収集権は、株主が会社の根拠のある事業に関する目的を有している場合に株主に対して合理的に情報を入手する手段を与えることであり、そうした手続は私的訴訟におけるディスカバリーを代替するものではないと判示していた⁽¹⁰⁵⁾。

学説においても、次のような主張がされてきた⁽¹⁰⁶⁾。株主による会社情報の調査には正当な目的が要求されているものの、もっぱら会社役員に対する訴訟の提起又は不正の証拠を得ることを目的とする必要はない。それゆえに、訴訟法上の情報開示手段であるディスカバリーと、会社情報の作成を強制する種々の法的手続や文書の調査と区別すべきであると指摘され

(102) See *id.* at 570.

(103) See *Scattered Corp.*, 701 A.2d at 78 n.37.

(104) See 1981 WL 7612, at *2 (Del. Ch. Apr. 14, 1981).

(105) See 1992 WL 97218, at *1 (Del. Ch. May 4, 1992).

(106) See FLETCHER ET AL., *supra* note 78, at 245-246.

てきた。

他方で、会社情報の収集権の行使によって調査対象となる会社情報と同じ会社情報が訴訟手続に従って開示がされうるが、それに係る事務負担は同等ではない。なぜなら、訴訟法上のディスカバリーはその手続に相当の時間を要する一方で、会社情報の収集権の行使に係る手続は迅速に行われる。そのうえで、会社は会社情報の収集権の行使請求をした株主は単に同社への他の訴訟が未解決であり、ディスカバリーを通して会社情報を入手することができるという理由をもって、当該権利行使の法的執行を求めることを妨げられるものではない。

それゆえに、私的訴訟において、会社情報の収集権はディスカバリーに代わるものではないが指摘されている⁽¹⁰⁷⁾。こうした制度の差異からも、アメリカ会社法において裁判所は、会社情報の収集権の行使を通じた証拠収集とディスカバリーを区別しているものと考えられる。

五. 結びに代えて

アメリカ会社法において、株主の会社情報の収集権は自己の投資の評価や委任状勧誘等といった目的で行使されてきた。しかし、1990年代以降は会社役員の実任追及の前提となる会社の不正行為の調査に用いられるようになっていった。

そのような変化は、株主の会社情報の収集権が、代表訴訟においては、訴訟を提起するための訴状の充実ないし株主に要求されているデマンドが無益であるという主張を補強するために利用され、証券訴訟においては、会社の不正行為の証拠を集めるために、私的証券訴訟改革法で要件が厳格化されたディスカバリーを代替するものとして行使されていった。そうし

(107) EDWARD P. WELCH ET AL., *FOLK ON THE DELAWARE GENERAL CORPORATION LAW*, 759 (2020 ed. 2020).

た権利行使が、裁判所によっても推奨されてきたこともこのような変化を促進していったという背景もある。

その一方で、会社情報の収集権の行使が比較的自由に認められるようになったわけではなく、裁判所は、当該権利の濫用的行使に対する一定の配慮をしてきたという特色もある。たとえば、裁判所は、会社情報の収集権の行使に際して要求されている正当な目的につき、不正行為の蓋然性を証拠により証明させるという方法を用いて当該目的の具体性の立証責任を株主に課しつつ、会社情報の調査が認められたとしても、その利用等も制限している。このような株主と会社の利益が鋭く対立する会社情報の収集権の行使について、株主のみならず、会社の利益保護にも配慮した運用がされている点は注目に値する。

こうしたアメリカ会社法の動向に対して、わが国において株主による会社情報の収集権は、監督是正権との関係が問題となっていた⁽¹⁰⁸⁾。たとえば、株主には株主代表訴訟提起権（会社法847条）が認められているが、責任発生原因事実の主張ないし立証をしていかなければならない。そこで、株主はこれを裏付ける資料ないしは情報を収集することになり、そのための重要な手段として、会計帳簿や取締役会議事録の閲覧等（同法433条1項、371条2項）の会社情報の収集権が位置付けられる⁽¹⁰⁹⁾。

しかし、上場会社においては、株主数が多いため十分な会社情報を入手しづらく、それにより、会社経営者との情報の非対称性も大きくなることから建設的な対話や責任追及が十分に出来ないことが指摘されている⁽¹¹⁰⁾。

(108) 会社法で株主に認められている種々の監督是正権と会社情報の収集権との関係については、中村信男「株主権の機能的連関」石山卓磨＝上村達男編『酒巻俊雄先生還暦記念 公開会社と閉鎖会社の法理』507頁以下（商事法務研究会、1992年）で詳細に検討されている。

(109) 佐藤鉄男「株主代表訴訟における資料収集」小林秀之＝近藤光男『新版・株主代表訴訟大系』223頁以下（弘文堂、2002年）参照。

(110) 久保田安彦『会社法の学び方』12頁（日本評論社、2018年）参照。

そこで、少数株主権である会計帳簿閲覧謄写請求権を単独株主権とすべきであると実体法・訴訟法のいずれの観点からも主張がされてきた⁽¹¹¹⁾。

さらに、かねてからわが国においてディスカバリーという制度を欠くことが株主の情報収集を困難にしていると指摘されてきた⁽¹¹²⁾。ただ、アメリカにおいても、ディスカバリーの長所と短所を十分に検討して、前者を活かして後者を抑制するという制度設計に腐心しているといわれており⁽¹¹³⁾、その点に留意する必要がある。

そもそも、監督是正権を支える手段的権利である株主の会社情報の収集権がアメリカ会社法のように相互の機能的な連関を保って初めて発揮される総合力まで減殺してしまつては、日米間における監査役制度の有無や裁判制度上の相違を考慮しても、その立法態度は本末転倒というべきであり、外国法継受の在り方として問題であると強い批判がされている⁽¹¹⁴⁾。

もとより、会社役員の実行責任追及の局面における会計帳簿や取締役会議事録といった会社情報の収集権の積極的な利用は、権利行使の利便性を見直しは必要であるものの、新たな制度構築をすることなく、株主と会社の情報の非対称性の解消という根本的な問題の解決の一助になるものと思われる。アメリカにおいても、2000年代に入ると会社情報の収集権の積極的に行使されるようになり、その議論が一層活発になっていく。そうしたアメ

(111) 岩原紳作「株主代表訴訟」『商事法論集 I 会社法論集』361頁（商事法務、2016年）〔初出 2001年〕、中島弘雅「民事手続法からみた株主代表訴訟」ジュリ1191号11頁（2000年）。内藤裕貴「経営判断原則の再考（3・完）—ドイツにおける経営判断原則の立法化を中心として—」早研155号242頁（2015年）も参照されたい。

(112) 田中英夫＝竹内昭夫『法の実現における私人の役割』47頁（東京大学出版会、1987年）。

(113) 中島・前掲（注111）10-11頁。1990年代から2000年代初頭のディスカバリーの制度の変遷等につき、リチャードL. マーカス（三木浩一訳）「アメリカにおけるディスカバリーの過去、現在、未来」大村雅彦＝三木浩一編『アメリカ民事訴訟法の理論』29頁（商事法務、2006年）を参照。

(114) 中村・前掲（注108）517-518頁。

リカ会社法における株主の会社情報の収集権に関する2000年代以降の動向については他日に期したい。

〔付記〕 本稿は、JSPS 科研費 課題番号21K13218に基づく研究成果の一部である。